様式第2号(第5条関係)

|  |
| --- |
| 第　　　　　　　　　号　　　年　　　月　　　日 様酒田市長　　　　　　　　　　印聴 聞 通 知 書　次のとおり聴聞を行いますので、酒田市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱第５条第２項の規定により通知します。 |
| １　聴聞の件名 |  |
| ２　予定される不利益処分の　　内容及び根拠となる法令等　　の条項 |  |
| ３　不利益処分の原因となる　　事実 |  |
| ４　聴聞の期日及び場所 | 　　　　年　　月　　日（　）　　　時　　　分 |
| ５　主宰者の氏名及び職名 |  |
| ６　聴聞に関する事務担当 |  |

（備考）

１　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類や証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出すること、又は聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

２　聴聞が終結するまでの間、市長に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

３　正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結する場合があります。